

佐久市移住促進サポート清掃費等補助金

佐久市では、下記条件等に該当する空き家の家財道具等の処分や住宅の清掃をする所有者の方に対し、補助金を交付しています。



注

この補助金を受けるためには、対象となる物件が「佐久市空き家バンク」に登録されていることが必要です。また、手続き等の詳細は、必ず別紙【確認票】をご確認ください。

対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※対象期間中に、予算の上限に達した時は、対象者であっても補助金の交付はできません。

対象物件

- 「佐久市空き家バンク」登録されている個人所有の一戸建居住専用家屋

補助対象者及び物件

補助対象物件の所有者等で、以下の要件全てに該当すること。

- 空き家バンクへの登録を申請し、登録された物件であること。
- 令和2年4月1日以後に清掃等（空き家バンクへの登録前に行われた場合は、登録の行われた日前1か月以内に行われたものに限る。）を行っていること。
- 市外在住の個人と当該物件の売買契約又は賃貸借契約が成立していること。
- 当該物件について、過去に補助金を交付されたことがないこと。
- 売買契約又は賃貸借契約の相手方が、補助対象者の配偶者又は3親等以内の親族でないこと。
- 市税を滞納していないこと。

申請の流れ

家財道具等の処分や住宅の清掃が終わった後、物件の売買契約又は賃貸借契約が成立した日の属する年度の3月31日までに、必要書類を提出してください。

※物件の売買契約等が成立した段階で、家財道具等の処分や住宅の清掃を行う前に、担当者へご連絡ください。

補助対象経費と補助額



**家財道具等の処分
最高10万円**



**住宅の清掃
最高5万円**

※補助対象経費：
家財道具等の処分を、市から一般廃棄物の収集運搬業・処分業の許可を受けた業者が行う経費
※補助額：
補助対象経費の2分の1以内の額

※補助対象経費：
住宅の清掃を、法人又は個人事業者が行う経費
※補助額：
補助対象経費の2分の1に相当する額

【問い合わせ先】
佐久市役所 移住交流推進課
0267-62-4139